

認可保育所等利用調整に係る申立書

令和 年 月 日

(あて先) 山形市長

申立人 住 所
(保護者) 氏 名

以下の申込児童の保護者は、認可保育所等の利用調整の結果利用保留となった場合、育児休業の延長が可能です。
つきましては、この申込児童について、利用調整において順位を下げることに異議ありません。

フリガナ			
育児休業の延長が可能な保護者氏名			
フリガナ		生年月日	令和 年 月 日
申込児童氏名			
第1希望保育所等名			
順位を下げることを希望する期間	____月入所利用調整から ____月入所利用調整まで (※) 最長12月まで		

【注意事項】

- 利用調整において順位を下げた場合でも、希望保育所等へ入所できる可能性があります。
例：希望保育所等の受入枠が3枠、申込者が2名の場合等。
- この申立てを提出した後に、順位を下げることを希望する期間を変更する場合は「保育所等利用申請内容 追加・変更・取下げ申請書」を利用開始希望月の申請締切日までご提出ください。提出が申請締切日を過ぎると、保護者様のご意向が利用調整に反映されない場合がございますのでご注意ください。
- 順位を下げることを希望する期間が年度をまたぐ場合、それぞれの年度分について本書類を提出してください。
- この申立てにより、利用調整の結果に影響が及ぶ可能性がありますので、ご家庭内で十分に検討のうえご提出ください。
- 育児休業給付金の支給期間延長の手続きを行う際には、保育所等の利用申込書の写しが必要です。そのため、申込書を提出する前に写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容控えのデータ、または申し込みを行った画面を印刷したもの）を取って保管しておいてください。手続きの詳細は職業安定所（ハローワーク）にご確認ください。